

意見書

令和5年1月16日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 部会長 様

158-0094

東京都世田谷区玉川 1-14-1

楽天モバイル株式会社

代表取締役社長 矢澤俊介

担当：渉外本部

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申(案)に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

このたびは「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
PP. 15-16 2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲 (1) FTTH 及び CATV (HFC 方式) 以外に想定される役務について ③ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) について (ウ) 考え方	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和 59 年法律第 85 号) 第 2 条第 5 項ただし書の規定により、NTT 東西には、総務大臣の認可を受けた場合に限り他社設備を用いたワイヤレス固定電話の提供が認められていますが、あくまでこれは例外的な措置であり、同項本文の規定に基づき自己設備でその提供を行うことが基本であると認識しております。 本答申案 P16 において、ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型) における扱いにつき「引き続き検討を深めることが必要」とありますが、その際には、上記の点に留意しつつ、慎重な議論が行われるべきと考えます。
P20 2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲 (1) FTTH 及び CATV (HFC 方式) 以外に想定される役務について ④モバイルブロードバンド (モビリティのあるサービス) について (ウ) 考え方	モバイルブロードバンドサービスについては、不感地対策を含め、競争環境下において各電気通信事業者による自助努力を通じた整備が継続して進んでいることを踏まえ、当該サービスを第二号基礎的電気通信役務に位置づける検討にあたっては、きわめて慎重な議論が行われるべきと考えます。
P26 3. 事業者規律の在り方 (1) 契約約款の届出義務の適用範囲について (ウ) 考え方	競争地域でブロードバンドサービスを提供する事業者に対し一律に義務を課すのではなく、第二種適格電気通信事業者になりうる事業者に限定するなど、届出対象義務の適用範囲を必要最小限に留めるべきと考えます。

<p>P29</p> <p>3. 事業者規律の在り方 (2) 技術基準について (ウ) 考え方</p>	<p>「(略) 単純再販型の卸電気通信役務を利用した二号基礎的役務を提供する事業者については、技術基準適合維持義務等は適用しないことが適当」とする本答申案の考え方に賛同いたします。</p>
<p>PP.61-62</p> <p>7. 第二種負担金の在り方 (4) 第二種負担金の算定単位について ②専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて (ウ) 考え方</p>	<p>専用役務や閉域網通信、IoT 端末との通信に用いる回線を「第二種負担金の算定の対象としないことが適当」とする本答申案の考え方に賛同いたします。</p>
<p>P64</p> <p>8. 利用者等への周知の在り方 等 (1) 利用者等への周知の在り方について (ウ) 考え方</p>	<p>負担事業者が「利用者に分かりやすい、効果的・効率的な周知」を行うためにも、利用者への周知期間、負担事業者における準備期間を十分に確保する必要があると考えます。</p>

以上